

# リスクに応じた銀行規制の見直し 外国銀行に対する規制の見直しは注視が必要

金融調査部主任研究員

藏原千咲

03-3591-1348

chisaki.kurahara@mizuho-ri.co.jp

- 米国では、トランプ政権発足以降、ドッド・フランク法緩和法の成立等、中小規模の米銀に対する規制緩和が進められている。
- 2018年10月には、米銀に対し、リスクに応じて自己資本規制や流動性規制等の適用を調整する新たな枠組みが提案されており、相対的に小規模もしくは複雑でない米銀が恩恵を受ける見通し。
- 一方、外国銀行に対する規制の見直し案もまもなく公表される予定であるが、内容によっては邦銀にも相応の影響を及ぼす可能性があることから、今後の米国当局の動向を注視する必要がある。

## 1. 規制見直しの経緯

### (1) 政権交代により規制強化から緩和の方針へ転換

2008年の金融危機を受け、米国ではオバマ政権のもとドッド・フランク法の導入をはじめとする金融規制の強化が行われてきた。しかしながら、2017年1月に発足したトランプ政権は、それまでの方針を転換し、規制緩和に向けた取り組みを推進している。もともとトランプ大統領は、ドッド・フランク法が米国経済の成長を阻害しているとして、特に中小規模の米銀に対する規制緩和の方針を掲げていたことから、2017年2月に、大統領令により金融規制に関する7つの基本原則を設定したうえで、財務長官に対して既存規制が当該基本原則に沿っているか等を報告するよう求めた。これを受けて同年6

図表1 ドッド・フランク法緩和法（経済成長・規制緩和・消費者保護法）の概要

第1編	住宅ローンの利用しやすさの改善
第2編	規制緩和と消費者への資金供給の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連結総資産100億ドル未満の銀行向けに所要水準を8~10%とする「地域銀行レバレッジ比率」を導入し、達成している銀行についてその他の自己資本規制を免除</li> <li>・ ①連結総資産100億ドル以下、かつ、②連結総資産に占めるトレーディング資産・負債の割合が5%以下、の銀行についてボルカー・ルールを免除</li> </ul>
第3編	退役軍人・消費者・住宅所有者の保護
第4編	一部の銀行持株会社に対する規制の調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ より厳格な健全性規制(高度健全性基準: EPS)の対象となる閾値を連結総資産500億ドルから2,500億ドルに引き上げ</li> <li>・ 連結総資産1,000億ドル~2,500億ドルの銀行については、FRBが求めた場合にEPSの対象</li> <li>・ 自社ストレステストの対象となる閾値を連結総資産100億ドルから2,500億ドルに引き上げ</li> <li>・ LCR(流動性カバレッジ比率)において流動性が高い地方債を高品質流動資産に分類</li> </ul>
第5編	資本形成の促進
第6編	学生である借入人の保護

(資料) みずほ総合研究所作成

月に公表された銀行・信用組合に関する財務省報告書では、より厳格な健全性規制<sup>1</sup>の対象となる銀行の連結総資産の閾値の引き上げ（銀行のリスク特性に応じたものに変更）といった、銀行規制の緩和が提言された。

その後、2018年5月に、ドッド・フランク法を緩和する法律として「経済成長・規制緩和・消費者保護法（Economic Growth, Regulatory Relief, and Consumer Protection Act: EGRRCPA, S.2155）」が成立した。これにより、より厳格な健全性規制の対象となる銀行の連結総資産の閾値が500億ドルから2,500億ドルに引き上げられる等、中小規模の米銀に対する規制の緩和が実現された（図表1）。

なお、連結総資産1,000億ドル以上2,500億ドル未満の銀行については、①金融安定性に対するリスクの回避・最小化、②銀行の安全性・健全性の強化、といった観点から、FRB（Federal Reserve Board: 連邦準備制度理事会）が適切と判断した場合には、より厳格な健全性規制を適用することが認められているが、当該判断を行うにあたっては、資本構造やリスクの度合い、複雑性、資産規模等の様々な要素を考慮することとされている。

## （2）FRBは個別銀行の特性に応じた規制の見直しを推進

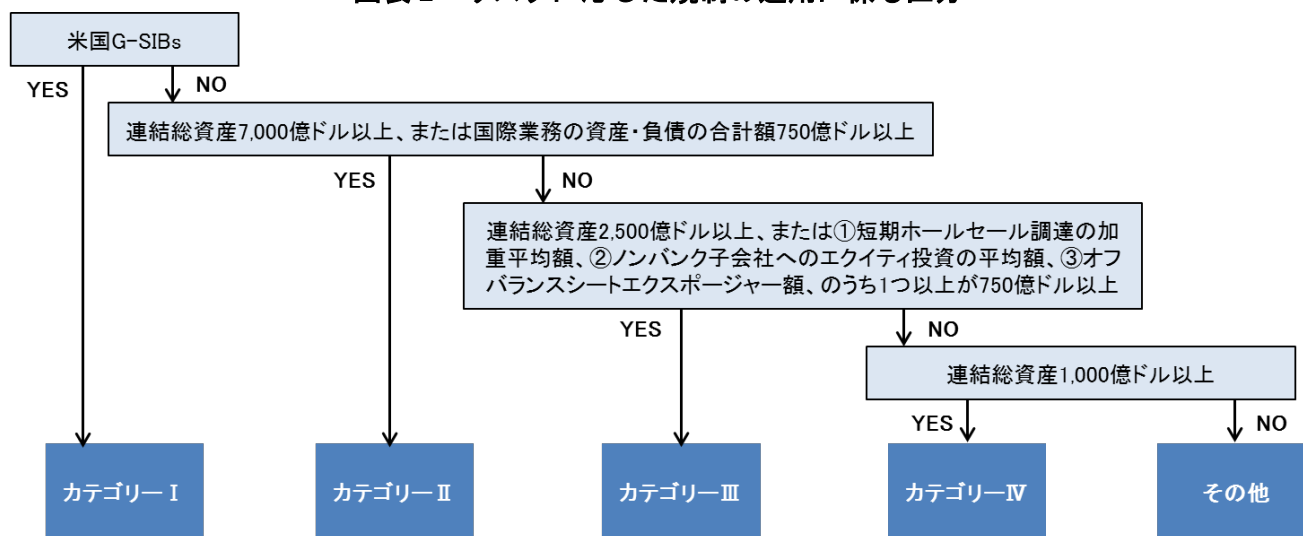
FRBで銀行監督を担当するクオールズ副議長は、かねてより、危機後の規制改革は金融システムの強靱性を向上させたと評価する一方、規制の効率性・透明性・簡索性には改善の余地があるとの考えを示していた<sup>2</sup>。とりわけ、銀行の規模・システム上の重要性・リスク特性・ビジネスモデルに応じて規制・監督の調整を行うことが重要としたうえで、例えば、G-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）以外の大手米銀は、複雑性や相互関連性といった面でG-SIBsに比べ金融システムに対するリスクが相対的に低いことから、規制についても明確に差を設けるべきとして、個別銀行の特性に応じた見直しを推進する方針を打ち出した<sup>3</sup>。

## 2. 米銀に対するリスクに応じた新たな規制の枠組み

### （1）リスクに応じたカテゴリーを新設

こうした方針のもと、2018年10月、EGRRCPAに一部基づくかたちで、連結総資産1,000億ドル以上の

図表2 リスクに応じた規制の適用に係る区分



（資料） みずほ総合研究所作成

米銀に対する新たな規制の枠組みが提案された。その内容としては、対象となる米銀を、5つのリスク要素に基づき4つのカテゴリーに分類し、規制の適用を調整するというものである（図表2）。これまでも資産規模や海外エクスポージャー額によって規制に差が設けられてはいたが、本枠組み案はこれらに加え、短期ホールセール調達加重平均額やノンバンク子会社へのエクイティ投資の平均額等、より多くの要素を勘案したものとなっている。

あわせて本枠組みの提案文書では、2018年第2四半期のデータをもとに、対象となる米銀がどのカテゴリーに分類されるかが示されており、例えば、JPモルガン・チェース、バンク・オブ・アメリカをはじめとする米国G-SIBsに指定されている8行はカテゴリーⅠに、ノーザン・トラストはカテゴリーⅡに、USバンコプ、PNCファイナンシャルはカテゴリーⅢに、アメリカン・エクスプレス、アライ・ファイナンシャルはカテゴリーⅣにそれぞれ分類されている。

## （２）カテゴリーごとに規制の適用を調整

本枠組み案では、新たに創設されたカテゴリーごとに自己資本規制や流動性規制等の適用を調整することが提案されている（図表3）。例えば、米国G-SIBsが分類されるカテゴリーⅠについては、自社によるストレステストの実施頻度が年2回から年1回に緩和されたことを除き、特段の変更は提案されていない。一方で、カテゴリーⅡ・Ⅲ・Ⅳについてはリスクに応じた規制の適用の調整が提案されている。特に、カテゴリーⅣについては、LCR（Liquidity Coverage Ratio：流動性カバレッジ比率）やNSFR（Net Stable Funding Ratio：安定調達比率）（案）といった流動性規制が適用除外となるほか、自社によるストレステストの免除や当局によるストレステストの実施頻度が年1回から2年に1回に緩和される等、大幅な見直しが提案されている。

図表3 カテゴリーごとの規制の適用方針

カテゴリー	自己資本比率				レバレッジ比率				TLAC	流動性			ストレステスト(注1)					与信集中制限
	先進的手法	G-SIBs バッファ	AOCI(注2) の反映	カウンター シクリカル バッファ	米国 独自	SLR (注2)	バッ ファ	米国 LCR (注3)		ストレ ステス ト	リスク 管理	CCAR(注2)		DFAST(注2)		資本 計画		
												定量 評価	定性 評価	当局 テスト	自社 テスト			
カテゴリーⅠ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カテゴリーⅡ	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カテゴリーⅢ	×	×	×	○	○	○	×	×	○ (注4)	○	○	○	○	○	○	○ (注7)	○	○
カテゴリーⅣ	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○ (注5)	○ (注6)	○ (注7)	×	○ (注7)	×	○	○	×

(注1) 実施頻度は1年に1回。

(注2) AOCI：その他の包括利益累計額、SLR：追加的レバレッジ比率（バーゼルⅢに準拠したレバレッジ比率）、CCAR：包括的資本分析・審査、DFAST：ドッド・フランク法上のストレステスト。詳細については、蔵原千咲（2018）「国際的な金融規制改革の動向（13訂版）」（みずほ総合研究所『緊急レポート』）を参照。

(注3) 米国NSFR（案）についても同様の適用方針が提案。また、カテゴリーⅣに対する修正LCR、修正NSFR（案）の撤廃も提案されている。

(注4) 短期ホールセール調達の加重平均額が750億ドル未満の場合、所要水準は70～85%。

(注5) 実施頻度は四半期に1回。他のカテゴリーは1カ月に1回。

(注6) 他のカテゴリーに比べ緩和された要件が適用。

(注7) 実施頻度は2年に1回。

(資料) みずほ総合研究所作成

なお、連結総資産1,000億ドル未満の米銀についても、LCRやNSFR（案）の適用除外が提案されている。

### （３）相対的に小規模もしくは複雑でない米銀に恩恵

FRBのクオールズ副議長は、本枠組み案によって、米国金融システムの強靱性維持とコンプライアンスコスト削減の両方が実現されることを期待していると発言しており<sup>4</sup>、FRBの試算でも、コンプライアンスコストは総じて減少するとされている。

また、FRBは所要自己資本等への影響も試算しており、カテゴリーⅠ・Ⅱに分類される米銀には大きな影響がないとする一方、カテゴリーⅢ・Ⅳに分類される米銀についてはリスクアセットが0.6%減少し、求められる資本水準も若干低下すると評価している。加えて、流動性規制等の観点から保有が求められる適格流動資産（high-quality liquid assets: HQLA）も、全体として2.5%減少することが見込まれている<sup>5</sup>。

このように、カテゴリーⅢ・Ⅳに分類されるような相対的に小規模もしくは複雑でない米銀は、本枠組み案の導入により一定の恩恵を受けることとなる。

## 3. 今後の見通し

これまで見てきたように、特に相対的にリスクが低いとされる中小規模の米銀を中心に、規制の見直しは着実に進められてきている。一方、外国銀行（foreign banking organization: FBO）に対しては、2016年に導入されたFBO規制が引き続き適用されている。FBO規制は、一定の資産を有する外国銀行に対し、総資産や米国業務の規模に応じて流動性の確保やリスク管理体制の整備を求めるものであり、一部の邦銀も対象となっている。特に米国非支店資産500億ドル以上の外国銀行に対しては、米国IHC（intermediate holding company: IHC）の設置を義務付けるほか、自己資本比率やレバレッジ比率、ストレステストの実施等、大規模な米銀と同等の規制の遵守を求めている（図表4）。

前述のとおり、EGRRCPAでは、より厳格な健全性規制の対象となる銀行の連結総資産の閾値の引き上げが行われているが、連結総資産1,000億ドル以上の外国銀行は、こうした取り扱いの対象外とされており、引き続きFRBがFBO規制の内容や適用対象の調整を行う権限を有するという点が明記された。

FRBは、外国銀行の米国業務についてもリスクに応じた規制の枠組みを提案する方針を示しているが、その際には外国銀行特有のリスクを考慮するとしており、一部報道によれば、外国銀行の米国支店に対し適格流動資産の保有を求める、といったことも検討されている模様である<sup>6</sup>。このように、FRBの関心が外国銀行の米国支店に対する規制にあるのであれば、現行では、米国内現地法人（非支店）の

図表4 米国 IHC に対する規制の概要

- 自己資本比率（資本保全バッファーも適用対象）
- 米国独自のレバレッジ比率（一部のIHCについてはSLRも対象）
- CCARの実施（年1回）
- DFASTの実施（当局ストレステスト年1回、自社ストレステスト年2回）
- 流動性ストレステスト（月1回）、流動性バッファー、流動性リスク管理要件
- リスク委員会の設置（米国IHCの取締役会の委員会。FBOが設置を求められる米国リスク委員会を兼ねることも可）
- TLAC、長期負債要件

（資料） みずほ総合研究所作成

みを対象としている米国IHC設置要件の判断基準（資産規模）について、米国支店を含める形へと変更されることも想定される。具体案はまもなく公表される見通しであるが、その内容によっては邦銀にも相応の影響を及ぼすことが想定されるため、今後の米国当局の動向に十分注意を払う必要がある。

- 
- <sup>1</sup> ドッド・フランク法に基づき策定された高度健全性基準（Enhanced Prudential Standards: EPS）。EPS では、自己資本、流動性、リスク管理等について追加的な要件が課される。
  - <sup>2</sup> FRB クオールズ副議長によるスピーチ「Early Observations on Improving the Effectiveness of Post-Crisis Regulation」（2018年1月19日）。
  - <sup>3</sup> FRB クオールズ副議長によるスピーチ「Getting It Right: Factors for Tailoring Supervision and Regulation of Large Financial Institutions」（2018年7月18日）。
  - <sup>4</sup> 米銀に対するリスクに応じた規制の枠組みに関する FRB クオールズ副議長の声明（2018年10月31日）。
  - <sup>5</sup> カテゴリーⅢに分類される短期ホールセール調達の加重平均額が 750 億ドル未満の米銀に LCR の所要水準として 70%が適用される場合、保有が求められる適格流動資産の水準は約 430 億ドル減少すると試算されている。また、カテゴリーⅣに分類される米銀については同じく約 340 億ドル減少すると見込まれている。
  - <sup>6</sup> ロイター記事「U.S. Federal Reserve mulls tighter rules on foreign bank branches: sources」（2019年3月6日）。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。